

3教保第240-17号
令和3年11月5日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る「準感染警戒期」への移行を受けた
学校の対応について（11月6日～）

本日行われた第82回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「準感染警戒期」へ移行することが決定しました。

11月6日（土）から当面の間、学校における感染症対策について、特に対応いただいた点をまとめましたので、引き続き、緊張感をもって感染症対策の徹底をお願いします。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル1」を継続することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等があり、登校や出勤を控えたいと申し出があった場合、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 新たに配備したサーマルカメラ等を活用し、登校時の体温を測定したり、健康観察表等の確認をしたり、できれば教室に入る前に健康観察を行うこと。
- ・ サーマルカメラを適宜移動させ、集会の前後や部活動前後の健康観察に活用する等、各校の状況に合わせ、効果的な活用について検討及び実施すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、部活動の試合に出場できなかったり、学校行事が延期になったりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないよう、柔軟に対応すること。

2 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図った上で、担当課へ連絡すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

※ (2) の検査結果を必ず報告すること。

※ 濃厚接触者や接触者に特定されたり、陽性が判明したりした場合は、速やかに担任や顧問等に報告するよう、周知すること。

※ 令和3年9月28日付け3教保第7321号でお知らせしていた県立学校におけるPCR検査（学校感染対策検査実施事業）は、11月6日（土）から当面の間、原則全国大会等からの帰県の場合のみ、検査対象とする。但し、複数名の感染が判明し、校内で感染拡大が懸念される場合は保健体育課に相談すること。

3 各教科や特別活動等における感染対策

(1) 各教科における対応

- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討すること。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- 文化祭は、公開可とし、実施に当たっては、参加者の健康観察を徹底する等、感染症対策を徹底すること。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況等を勘案の上、移動先等で感染防止の行動が適切に取れるか等を踏まえ、実施を検討すること。
- 宿泊を伴わない活動の実施に当たっては、事前指導を含め、感染症対策を徹底すること。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	
ウ	県内大会等への参加	
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	○ (オ及びカについて、一部交流不可の地域あり)
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

<才及びカにおける留意点>

①以下の点を留意すること。

- ・ 以下の地域との交流は禁止とする。(この3つの地域を以下「対象地域」という)
 - i 緊急事態宣言対象地域
 - ii まん延防止等重点措置区域
 - iii 新規陽性者数が15人以上／人口10万人／週の地域
 - ・ 地域の感染状況は、NHKの新型コロナウイルスに関する特設サイト等を参照すること。
NHKの新型コロナウイルスに関する特設サイト「直近1週間の人口10万人あたりの感染者数」
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/#latest-weeks-card>
 - ・ 活動前日までに「新規陽性者数が15人以上／人口10万人／週」となった場合は、中止すること（当日に15人以上になった場合も同様。また、15人に達していなくても、感染の増加傾向がみられる場合は、慎重に判断すること）。
 - ・ 活動場所が対象地域以外であっても、対象地域の学校との交流がないよう、校長は計画を事前に確認すること。
 - ・ 活動中に15人以上となった場合は、速やかに帰県する等、中止すること。
 - ・ 生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後または活動終了後、14日間は行動記録をとること（エの場合も同様とする）。
- ② 香川県が対象地域に該当する期間は、禁止とする。
- ③ 対象地域以外との往来については、当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針を十分に確認した上で、慎重に判断すること。

(2) 実施上の留意点について

- ・ 全国大会等の出場が決定した場合、PCR検査実施要領（県立学校版）に従って、関係課へ連絡し、学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。
- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、参加させないことを徹底すること。
- ・ 昼食をとる時は、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をとる等、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。
- ・ 日常の活動については、校長が顧問等から活動計画等を提出させ、最新の感染状況や教師に係る負担等も含めて、学校として組織的に活動の可否を判断すること。
- ・ 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。

- ・ 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うこと。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、15分以内の短時間の利用とし、人との距離が最低1メートル確保できるようにし、一斉に利用しないこと。

(3) 文化部活動においては上記に加え、特に次の点に注意すること。

- ① 定期演奏会等を開催するにあたっては、県が示す「催物（イベント等）の開催に係る留意事項（※）」や「感染防止策チェックリスト」に基づき適切に対応するとともに、できる限り時間を短縮し簡略化して行うこと。また、「対象地域」の人との交流は避けること。

（※https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosamu/kikikanri/covid19_event3.html）

なお、「定期演奏会等の開催にあたっての留意点について（10月23日～）」（令和3年10月21日策定）はこの通知をもって廃止とする。

- ② 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）等を遵守すること。

5 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver. 3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 昼食時等、食事の前後の手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をとる、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用するまたはできない児童生徒に対して、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 4. 28 Ver. 6)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。